

## 知多市国民保護計画変更案の要旨

### 1 国民保護計画変更の根拠

市国民保護計画の変更は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定により、都道府県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という）との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされている。

今回の変更は、平成30年12月の知多市国民保護計画の変更以降、これまでの期間に県計画などが変更されたことに伴い、計画内容の整合を図るとともに、統計関係数値の更新など、所要の事項の変更も併せて行うもの。

### 2 主な変更事項

#### (1) 県計画などの変更に基づく変更

- ア 避難行動要支援者である障がい者に、医療的ケア児等も含むとする内容の追記
- イ 緊急対処保護措置等の追記
- ウ 災害時要援護者名簿を活用した、避難行動要支援者の避難対策等の追記

#### (2) その他

- ア 本市の気候、人口分布、港湾の水域面積を最新の統計数値に更新
- イ 市対策本部の組織編成を再編後の市組織との整合
- ウ 知多市地域防災計画との整合
- エ 字句等の整理を行い、適正な表現に改めるための変更